

## 第2章 区民と地域の防災力向上

### 【基本方針】

#### 【予防対策】

- 第1節 自助による区民の防災力向上
- 第2節 地域による共助の推進
- 第3節 マンション防災における自助・共助の構築
- 第4節 消防団の活動体制の充実
- 第5節 事業所による自助・共助の強化
- 第6節 ボランティアとの連携

#### 【応急対策】

- 第1節 自助による応急対策の実施
- 第2節 地域による応急対策の実施
- 第3節 消防団による応急対策の実施
- 第4節 事業所による応急対策の実施
- 第5節 ボランティアとの連携

### 基本方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。本章では、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所、ボランティアによる取組を定めている。

また、区役所をはじめとする地元行政機関も被災し、行政機能が低下することも視野に、地域のあらゆる主体が連携していく必要があるほか、マンションにおいてはエレベーターやトイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための対策が必要である。

区民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を強化していく。

#### ■自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、自主的に防災対策に取り組むよう、積極的な広報・啓発活動を実施するとともに、女性や子ども、LGBT等の方のほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。

また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、要配慮者への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

### ■地域による共助の強化

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）の拡充を図り、地域ごとの災害時連携体制を強化し、区内全域における活動展開を促進することにより、共助を強化していく。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護、避難行動要支援者の安否確認・避難支援に関する実践的かつ効果的な防災訓練や体制の構築を推進していく。

### ■マンション防災における自助・共助の構築

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、住民や管理組合等を対象としたセミナーを実施することにより、マンション居住者の自助の備えやマンション管理組合等における応急対策体制の構築を促し、マンションの防災力向上を推進するとともに、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図っていく。

### ■消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機（器）材等の充実、整備を推進する。

特に沿岸部の津波、高潮、低地対策に対する活動体制の充実を図っていく。

### ■事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を図っていく。

### ■ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に避難所等のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、江東区社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

---

## 予防対策

### 第1節 自助による区民の防災力向上

(区政策経営部・総務部・地域振興部、深川・城東両消防署、各機関、災害協力隊)

#### 1. 区民自身による自助の取組

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を講ずるよう努めるものとする。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策や窓ガラス等の飛散防止対策
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 日常備蓄の視点を踏まえた、水（1日1人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備（1日1人5回分目安）
- ペットの災害への備え（ペット用品の常備・しつけ）
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 区や消防署等の防災関係機関が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会や自治会などが行う防火防災訓練への参加や地域の相互協力体制の構築への協力
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、区が作成する「避難行動要支援者名簿」への登録届出及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 2. 防災意識の啓発

大震災に対処するためには、区や防災機関の対策だけでは十分でなく、日頃から区民一人ひとりが自主的に防災対策を実施することが不可欠である。

平常時から区民の防災意識の高揚を図り、災害時における混乱や被害を防止するため、防災に関する以下の広報を実施する。

- 区民一人ひとりが、建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策など、震災に対する生活環境に配慮するとともに、自ら情報を得て、自ら判断・決断し、自ら行動する必要性を認識すること。
- 発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となること。
- 行政、民間など多様な組織、様々な機会を通じて、過去の教訓が伝承され、定着し、何世代後になっても引き継がれること。

区及び防災関係機関は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、自主的に自助の取組を行うよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 「地震その時 10 のポイント」や「地震に対する 10 の備え」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及び区ホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施
- 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発
- 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開
- 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力
- 「はたらく消防の写生会」の開催、防火防災への参画意識を高めるための防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
- 各家庭を訪問し、防火防災対策等の普及啓発を目的に行う「防火防災巡回」及び要配慮者や希望する区民に住居の立ち入りを前提とし、防火防災上の安全性の確認を行う「住まいの防火防災診断」の実施
- 出火防止及び初期消火に関する備えの指導
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策普及用リーフレットの作成・配布
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
- 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
- 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

## (1) 区民に対する普及広報計画

### 第1 活動態勢

全ての区民が災害を「我が事」として捉えることが重要であり、防災知識の普及広報活動については、その方法、内容について防災関係機関が密接な連絡をとり、効果的に広報するよう努めるとともに、女性、こども、要配慮者等の多様な視点を取り入れ、被災時のニーズの違い等に十分配慮するように努めるものとする。

### 第2 防災広報

- ① こうとう区報、区ホームページ、防災関連X（旧 Twitter）、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、CATV、コミュニティFM等により防災知識の普及を図る。
- ② 防災広報パンフレットの発行や普及啓発動画の作成により、災害被害を軽減するために必要な備え等の防災関係情報や、区や防災関係機関の防災対策の現況及び今後の計画、災害協力隊や区民の協力業務等について、防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚を図る。
- ③ 区内の避難場所や避難所、その他の防災関係施設のほか、地域の危険度を地図に示

した「防災マップ」を作成し、周知を図る。なお、「防災マップ」は、都の地域危険度測定調査結果や避難場所等の変更に合わせて改訂を行う。

さらに、スマートフォン用防災アプリケーションを配信し、「防災マップ」の閲覧促進及び視認性の向上等を図る。

- ④ 啓発用映像資料貸出しなどの広報活動を行う。

### 第3 広報内容基準

- ① 地震、水害に関する一般知識
- ② 各防災機関の震災対策
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得
- ④ 室内、戸外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得
- ⑤ 災害情報の入手の方法
- ⑥ 非常食料、身の回り品等の準備の心得
- ⑦ 道路交通規制及びドライバーの心得
- ⑧ 救助救護の方法
- ⑨ 避難方法及び避難時の心得
- ⑩ 水道、電気、ガス、電話などの使用に関する震災時の心得
- ⑪ 長周期地震動に関する防火防災対策

### 第4 展示コーナーなどによる防災知識の普及

楽しみながら防災知識を学べるように、区内各所に防災用品を展示している。

### 第5 報道機関を利用する防災広報

区の防災計画、水防態勢等を随時報道機関に発表し、区民の防災に対する関心を高め、その知識の普及を図る。

### 第6 地震体験車（起震車）による地震体験

区では地震動を体験できる地震体験車を保有し、揺れの中で身の安全や出火防止の訓練を行うことにより、区民の地震時の対応力の養成及び防災意識の高揚に努めている。

令和2年12月に購入した地震体験車は、水平2方向、垂直1方向の3次元駆動により、関東大震災や阪神・淡路大震災、東日本大震災を引き起こした地震などを忠実に再現できる装置を搭載している。

### 第7 避難行動要支援者に対する防災広報

高齢者世帯、障害者世帯に対し、都による「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針」に基づいて、防災広報活動を行う。

また、区は家具転倒防止器具等の設置を促進し、室内における危険防止対策の推進を図る。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

## (2) 家庭用防災用品の普及促進

家庭用防災用品の普及促進を図るため、平成8年度から14年度まで、区民及び区内事業所に対し、防災袋とヘッドランプのセットを有償で頒布した。令和2年度には、令和2年3月1日時点で住民登録のある世帯を対象に、防災備蓄用ラジオ「こうとう安心ラジオ885」を全戸配付した。令和5年度には、令和5年4月1日時点で住民登録のある世帯を対象に、防災用品に特化したカタログギフト「防災都市こうとう そなエールギフト」を全戸配付した。なお、平成12年度からは、区民に対し、防災用品のあっせんを行っている。

## (3) 防災教育・防災訓練の充実

災害対策基本法及び東京都震災対策条例に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し又は被害を最小限度に止め得るよう、江東区の地域における防災行動の円滑な実施を期するため、区、各機関相互及び区民との協力体制の確立に重点を置く総合訓練、並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。

なお、各訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して計画を策定し、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、令和6年1月1日に発生した能登半島地震など、近年の自然災害及び事故災害等を教訓とし、より一層実践的な訓練を実施することにより内容の充実を図るものとする。

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成する。また、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

- 自主防災組織の育成指導
- 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する防火防災訓練等への支援
- 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進
- 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育を推進
- 自然災害伝承碑の取組推進

(防災訓練の詳細については第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」参照。)

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- 区民の防災意識向上を目的とした調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練等の実戦的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施
- 自主防災組織（災害協力隊）等に対する地域特性に応じた実戦的な訓練の推進
- 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
- デジタルコンテンツを活用したりリモート防災学習教材の整備・充実
- 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備
- 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上
- 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施
- 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実戦的な防火防災訓練、応急救護訓練等の実施
- 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練の実施

#### （4）地域における安全体制の確保

##### 第1 要配慮者の早期通報体制等の充実強化

消防署は、要配慮者に対し、火災及び救急事案等が発生した場合の早期救出救助体制の充実強化を図るため、区と連携し、救急直接通報、住宅火災直接通報等の普及促進を図る。

##### 第2 地域協力体制づくり

要配慮者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所等の支援、協力を得るための地域協力体制づくりに努める。

#### （5）地域の防災行動力の向上

地震、風水害等の自然災害、住宅防火に関する町会・自治会、事業所等の地域主体の取組に対し、優良で他の模範となる事例については、「地域の防火防災功労賞」等への応募を促進するとともに、表彰事例の活用を通じて町会・自治会、事業所等との連携方策をより一層推進する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

また、初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練など実践的な訓練や、都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練を推進する。

### 3. 外国人支援対策

区は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、東京都生活文化局に開設される「外国人災害時情報センター」へ要請し、派遣される東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、また、各防災関係機関や地域の国際交流団体と連携し、「やさしい日本語」を含む多言語による外国人参加の防火防災訓練や防災教室、防災マニュアル、防災マップの作成、外国語版のスマートフォン用防災アプリケーションの導入などを通じて、防災知識の普及を図る。

また、都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報提供を行う。

あわせて、街頭消火器、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。

## 第2節 地域による共助の推進

（区総務部・福祉部・障害福祉部、都生活文化局、災害協力隊）

### 1. 民間団体との協力

- ① 区内の民間団体として、町会、自治会、管理組合、PTA、医師会、防災協力連合会等の公共的団体と企業及び業界団体等を挙げることができる。
- ② 区は、地域防災計画の作成及び実施等の責務を有するが、その責務を遂行するため、共助の精神に基づく自主防災組織（災害協力隊）の充実を図り、それぞれ具体的な役割を依頼することにより、災害応急活動が効率的に処理されるよう、協力体制の確立に努めるものとする。また、必要に応じて区は民間団体と協力協定を締結するなど連携の強化を図るものとする。
- ③ 災害に際しては、区民が災害に対する正しい知識を持ち、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚を持つことが不可欠である。このため区は、関係機関の協力を得て、平素から区民に防災知識を普及し、地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進することにより、区民の防災意識の高揚を図り、区民が自主的に災害応急対策業務に寄与し得るよう努めるものとする。また、男女共同参画の視点を踏まえ、女性の参加の促進を図るものとする。
- ④ 自主防災組織の高齢化等による担い手不足が課題となっており、避難所運営サポーター等新たな地域防災の担い手の確保に取り組む。

### 2. 災害協力隊

本区においては、町会、自治会、管理組合等がそれぞれ母体となり、自主防災組織として「災害協力隊」が組織され、令和7年12月現在の隊数は326隊である。（資料編その1 P. 資1-35 I-13「拠点避難所別災害協力隊割当一覧」参照）

市民消防隊は、第2次東京都震災予防計画の「震災時における都・区間の役割分担」に基づいて昭和54年10月1日付で東京消防庁から移管され、災害協力隊の防火班(消防隊)として位置付けられている。

この市民消防隊は、地震に伴う大規模火災発生時に住民が避難場所へ安全に避難できるよう、都が指定した避難道路沿いの危険度を勘案し、昭和47年から50年にかけて沿道に配備された。

1隊10名程度で編成され、避難道路の指定は解除になったものの、引き続き区内4路線沿いを中心に組織され、令和7年12月現在の隊数は72隊である(資料編その1 P.資1-41 I-14「消防隊名簿」参照)。なお、平成22年度には新六ノ橋町会に女性消防隊が結成された。

### (1) 災害協力隊活動マニュアルの作成・配布

平成26年2月に、災害協力隊の災害時及び平常時における活動内容を示した「災害協力隊活動マニュアル」を改訂し、各隊に配布した。

### (2) 平常時の協力業務内容

「災害協力隊活動マニュアル」に基づき以下の取組を実施する。

- ① 防災知識の普及・啓発
- ② 防災資機(器)材等の整備
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 現状把握と防災計画の作成
- ⑤ 避難行動要支援者対策(※)
- ⑥ 避難所運営体制の確立

※ 避難行動要支援者対策は、災害協力隊等が関係部署と連携し、訪問等調査を行い、避難行動要支援者の「避難行動要支援者調査票(個別避難計画)」の作成・更新等を行う。

### (3) 地区別防災カルテ・防災計画の作成

#### 第1 事業の考え方

災害協力隊が災害時に効果的な防災活動を行うために、日頃から地域の現状を把握した「防災カルテ」を作成し、その上で「防災計画」を作成することで災害協力隊の組織的防災力を高め、もって大地震の際の被害を最小限に抑えようとするものである。

また、今後は避難行動要支援者名簿等を活用することで「防災カルテ」の更新(5年に1度)の促進に繋げていき、内容の最新化を図る。

#### 第2 事業の内容

##### 1) 地区別防災カルテの作成

各災害協力隊は、地区内の避難行動要支援者、人材、危険箇所、応急資機(器)材の保有状況等を調査し、リストにまとめる。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

風水害編

## 2) 地区別防災計画の作成

各災害協力隊は、防災カルテ及び訪問等調査により作成した避難行動要支援者調査票(個別避難計画)に基づいて、災害時の初期消火・救出救護・情報収集伝達・避難誘導等の計画を災害協力隊ごとに具体的にとりまとめ、文章化し、印刷して住民に配布する。

なお、この地区別防災計画は、各災害協力隊の活動体制や防災訓練、居住者相互の支援等、各地区の特性に応じて作成されるものであることから、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づく「地区防災計画」として位置付けるものとする。

### (4) 災害協力隊等の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した災害協力隊等の活動が重要となる。

区は、災害協力隊が結成されていない自治会や、臨海部を中心とする高層住宅の管理組合などに対し、災害協力隊の結成への働きかけを行っていく。

また、各防災関係機関は、災害協力隊等に係る広報及び育成指導に力を入れ、災害時に自ら行動できる人材を育成していくよう努める。

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 災害協力隊の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進
- 区と連携した災害協力隊の活性化の推進
- 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
- 防災意識の啓発
- 防災教育・防災訓練の充実
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実戦的な初期消火対策を指導し、災害協力隊等における初期消火体制の強化を推進
- 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、災害協力隊等への指導に反映

区は、災害協力隊等の防災士資格取得を促進し、災害時における避難所等での防災士との協力・連携体制の構築に向けた検討を進める。

## 3. 民間団体との協力協定

災害時における区の責務を遂行するためには、民間団体との協力体制の確立が不可欠であり、必要な協力協定の締結に努める。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、食料や生活必需品を区民へ安定的に供給するため、小売・流通・製造業等の関係業界団体との協力協定締結を推進してきた。東日本大震災後は、区民の津波に対する不安を払拭するための水害時安心協定のほか、多種多様な協定の締結により協力体制の整備を進めている。

また、協力協定締結先と災害時協定連絡協議会を通じて平時からの連携体制の整備を図るとともに、分科会を通じて協定分野ごとの発災時の実践的な体制を整備する。(資料編そ

の2 P.資 2-67 II-1「江東区災害時協定一覧」、P.資 2-319 II-110「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定一覧」参照)

## 第3節 マンション防災における自助・共助の構築

(区総務部、都市整備部、不動産会社等、マンション管理組合等、マンション管理会社等)

### 1. マンション居住者による自助の取組

高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

被災による被害が軽微であれば在宅避難が可能となるが、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが懸念される。

マンション居住者は、本章第1節の「1. 区民自身による自助の取組」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ、簡易トイレの準備

### 2. 防災意識の啓発

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となることから、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

区は、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業と連携して、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するなど、マンション管理組合の活動を支援する中で、日頃の備えの大切さを周知していく。また、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。

なお、マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならない。マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

#### (1) 区民に対する啓発

区は、本章第1節の「2. 防災意識の啓発」(1)(2)に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

- マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布

- ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発
- 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について東京都マンションポータルサイト等を活用するとともに「東京とどまるマンション」制度を周知

不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。

マンション管理組合等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（マンションに係る自治会や災害協力隊があれば連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

## （2）防災教育・防災訓練の充実

区は、本章第1節の「2. 防災意識の啓発」（3）に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、都と連携し、次のとおり防災教育を実施していく。

- マンション防災に関するセミナーの開催
- マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
- 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施

不動産会社等は、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を購入者に対し、（賃貸の場合は、賃借人に対し、）周知する。

マンション管理組合や管理会社等は、マンション居住者に対し、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を周知する。

## 第4節 消防団の活動体制の充実

（区総務部、深川・城東両消防署）

消防団は、消防署、区をはじめとする行政機関と災害協力隊や住民との間を繋ぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

区及び深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 消防団員の確保
  - ・ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等に努める。
- 消防団員の教育訓練
  - ・ 各種資機（器）材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実

施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

- ・ 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- ・ 新入団員への入団教育を充実するとともに、災害活動技能の早期習得を図る。
- ・ 消防団員が有している重機操作、自動車運転等の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度及び大規模災害団員制度の周知を図る。
- ・ 消防団の活動等に係る自主学习用教材（eラーニング等）を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- ・ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 消防団資機（器）材の整備支援
  - ・ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機（器）材等の整備を支援する。
- 地域等と連携した防災対策の推進
  - ・ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

なお、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、区市町村は、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善等について、必要な措置を講ずることが義務付けられた。

区は、平成26年度より江東区消防団運営委員会において審議し、深川・城東両消防署と連携し、消防団への加入促進等に向けた取組を推進している。

## 第5節 事業所による自助・共助の強化

（区総務部）

区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と災害協力隊等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（事業所BCP・水）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
- 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備してお

く対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（事業所BCP・水）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進

- 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

## 第6節 ボランティアとの連携

（区総務部・福祉部、都生活文化局、深川・城東両消防署）

### 1. 方針

大規模災害時において、被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、区は必要な情報・資機（器）材等を提供するなど、ボランティアとの連携に努める。

### 2. ボランティア活動の種類と区及び各防災関係機関の役割

#### （1）一般ボランティア

従事期間は長期・短期等多種多様にわたり、基本的な活動内容として想定されるものも、給食・給水、広報・印刷物の配布、救援物資等の仕分け、運搬・搬出入、清掃・洗濯、がれきの除去、高齢者・乳幼児等への対応、避難所の運営補助、引っ越しの補助、災害対策本部への情報伝達活動等と様々である。災害ごとに異なるニーズに即したボランティアとの連携に努める。

災害時に一般ボランティアが円滑に活動できるよう、活動分野・場所等の情報提供など、側面的な支援について江東区社会福祉協議会と連携して条件整備を図る（3.「ボランティアの受入体制」にて後述）。

#### （2）企業ボランティア

区内の事業所に勤務する人達により、構成される。区は、企業の有する人的・物的資源を活用するための条件整備を図り、災害時における協力態勢を確立する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

### (3) 専門ボランティア

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を有する者を指す。都は、「防災（語学）ボランティア」「応急危険度判定員」「被災宅地危険度判定士」「建設防災ボランティア」等の事前登録制度や講習・訓練等を行っているほか、医療・看護活動において、日本赤十字社は「東京都赤十字救護ボランティア」「地域赤十字奉仕団及び個人ボランティア」の登録を行っている。また、警視庁では、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」制度を運用している。

さらに令和6年度より、災害時の避難所運営等をサポートする「避難所運営サポーター」として、地域の若い世代の方を募集・育成している。申込者には防災知識の習得のため、防災士資格取得にかかる費用を区が全額助成し、拠点避難所へサポーターを配置する。区はこれらの活動と連携して、充実を図る。

### (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア（「深川・城東両消防ボランティア」の育成及び活動）

深川・城東両消防署（東京消防庁）では、平成7年7月から消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。

今後も、災害時支援ボランティアが減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、深川・城東両消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

#### 第1 災害時支援ボランティアの登録要件

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務又は通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者。

- ① 応急救護に関する知識を有する者
- ② 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
- ③ 元東京消防庁職員
- ④ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者

#### 第2 活動内容

- ① 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合等、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施する。
- ② 平常時には消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施する。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施する。

- ③ 常時の火災発生時において、消防署長が支援を必要と認めた場合要請し、任意で参集し活動に従事する。

### 3. ボランティアの受入体制

#### (1) 一般ボランティアの登録

発災初期の一般ボランティアの登録及び活動のあっせん等は、区福祉部が、協定団体の江東区社会福祉協議会と協力して実施する。また、発災初動期において、ボランティアが不足した場合、江東区社会福祉協議会は、その登録ボランティアに対し、活動への参加を呼びかける。

#### (2) 一般ボランティアの活動拠点

区は、ボランティア活動の連絡及び活動の拠点として、「高齢者総合福祉センター」を活用する。

#### (3) ボランティアとの連携

区福祉部は、江東区社会福祉協議会と協力して、ボランティアの活動と行政活動の連携や相互支援を推進する。

#### (4) ボランティアの受入れ

江東区社会福祉協議会が作成している「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、円滑な受入態勢を整備する。

#### (5) 東京都との連携

区は、都及び東京ボランティア・市民活動センターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、区は、都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 応急対策

### 第1節 自助による応急対策の実施

(区総務部)

災害時に最も重要となるのが区民の「自助」による活動である。まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。

災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

地震発生後少なくとも数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。自宅での生活が可能である場合は、避難所ではなく自宅生活の継続を基本とする。

### 第2節 地域による応急対策の実施

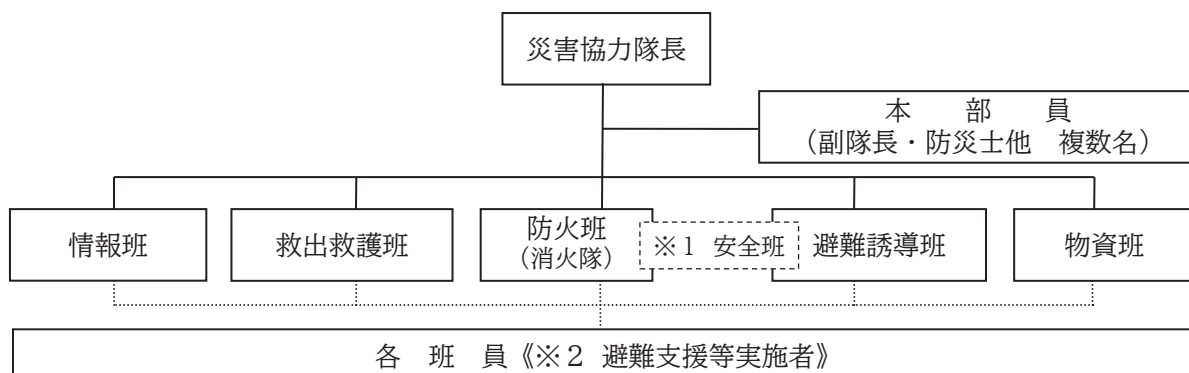
(区総務部、災害協力隊)

#### 1. 災害協力隊による活動

##### (1) 災害協力隊の組織

各災害協力隊の組織の構成と必要な役割としての具体例は、次のとおりである。

必要な役割	主な活動内容
本部	① 拠点避難所への参集（協議会の設置） ② 被害状況の全体把握 ③ 各班の調整・指示 ④ 区や関係機関との連絡調整
情報班	① 避難行動要支援者の安否確認情報や被害状況の把握 ② 住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	① 負傷者の救出・救護 ② 医療救護所設置の協力
防火班 (消火隊)	① 初期消火 ② 出火防止
安全班 避難誘導班	① 避難経路の安全確認 ② 避難誘導 ③ 避難場所等での誘導・整理
物資班	① 物資の調達・配給 ② 炊出し
《避難支援等実施者》	① 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、救援要請



※1 高層住宅では、防火班と避難誘導班を兼ねた安全班を設置することもある。

※2 避難支援等実施者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救援要請等を行う。

災害時は地域全体で対応を必要とするため、平常時の町会・自治会・管理組合の組織に合わせた体制で編成する。

なお、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成などを日頃から行うように努める。

## (2) 避難所設置運営時

第2部第10章「避難者対策」を参照。

## (3) 震災時対応の流れ

### 第1 被害状況の調査

災害発生後速やかに、拠点避難所となる最寄りの区立小・中学校等に参集する災害情報連絡員へ連絡する。

### 第2 避難

町会、自治会を単位に一時集合場所に集まり、区立小・中学校等の避難所又は避難場所に避難する。(第2部第10章「避難者対策」、資料編その1 P.資1-18 I-8-1～I-8-2「避難場所及び地区内残留地区一覧」「避難場所及び地区内残留地区図」、P.資1-21 I-9「災害時における避難所一覧表」、P.資1-35 I-13「拠点避難所別災害協力隊割当一覧」参照)

### 第3 避難所設置及び運営

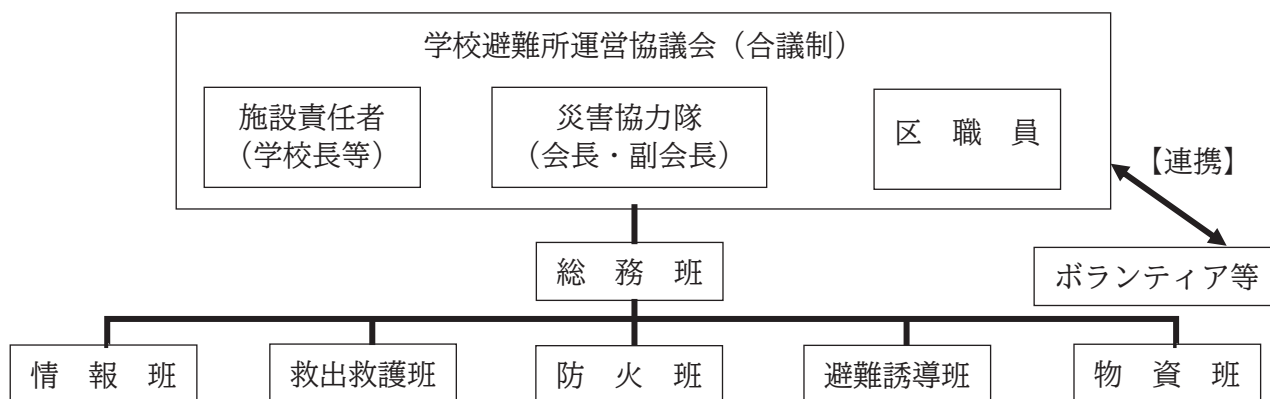
#### 1) 学校避難所運営協議会／避難所運営本部

各拠点避難所では「学校避難所運営協議会」を設置し、また拠点避難所以外の避難所では「避難所運営本部」を設置し、「施設(学校等)」「区(区派遣職員)」「災害協力隊」「ボランティア」が常に相互調整を図り、運営を行う。

【学校避難所運営協議会の設置】

- 1 区災害対策本部の避難所開設指令に伴い、速やかに学校避難所運営協議会(以下、「協議会」という)を設置し、避難所開設の体制を整える。
- 2 協議会設置にあたり、参集した災害協力隊の代表者の中から会長を選任する。  
またそれ以外の災害協力隊の代表者は副会長とする。
- 3 協議会は、会長・副会長・施設責任者(学校長等)・区職員で構成し、合議制により避難所の開設・運営体制等に必要な役割分担や避難所内のルールなど全般を決定する。  
また、ボランティア等と連携し、避難所の運営等を行う。

【組織図】



【各班の分掌事務】

会長 副会長 (災害協力隊)	1 管理運営 2 活動要員の管理 3 その他	①協議会を設置し、避難所運営全般を指揮する。 ②避難所の協議・調整事項等を合議で決定する。 ③その他、適宜会議を実施し、情報共有等を行う。
施設責任者 施設管理者 (教職員)	1 スペース等の使用可否 2 備品提供・運営協力 3 その他	①施設責任者は学校長。不在時は副校長。 ②教職員も参集後、避難所運営を行う。 ③施設内の物品や機材等の支援及び提供。
区職員	1 災害対策本部と調整 2 避難所開設・運営協力 3 その他	①震度5強以上で参集。災害対策本部との調整を行う。 ②避難所の要望・要請等を災害対策本部と調整する。 ③災害協力隊・学校と連携し、避難所運営を行う。
総務班	1 運営全体の調整 2 区本部等との連絡調整 3 外部対応	①運営を担当し、区や各班との連絡調整を行う。 ②協議会会議の進行、外部からの問合せ等への対応、ボランティアの受入管理等の業務を行う。
情報班	1 情報の収集伝達 2 各種台帳の作成	①避難所内外の情報を収集し、協議会へ連絡・報告する。 ②避難者台帳等の作成、区からの連絡等を周知する。
救出救護班	1 負傷者等の救出・救護 2 避難所環境の保全	①負傷者や要配慮者等の搬送・救護支援を行う。 ②トイレ・ゴミ置き場・ペット用スペースの設置と衛生管理などを行う。
防火班	1 初期消火・出火防止 2 避難所環境の保全 3 その他	①避難所外の初期消火と出火防止対策を行う。 ②避難所内外火の扱いなどの管理を行う。 ③救出救護班と協力し、搬送・救護支援を行う。

第1部  
第2部  
震災編  
第3部  
第4部  
第1部  
風水害編  
第2部  
第3部

避難誘導班	1 避難経路等の確認・誘導 2 避難所での誘導・整理 3 避難場所等の誘導・整理	①避難所内外の経路・動線等の安全確認と誘導を行う。 ②避難所の立入禁止区域等の管理を行う。 ③避難場所等での避難者の誘導・整理を行う。
物資班	1 物資の調達・配給 2 物資の在庫管理・要請 3 避難所での炊き出し	①備蓄倉庫の物資の運搬及び避難者への配給を行う。 ②避難所内と支援物資の在庫管理及び必要物資の要請。 ③避難者への食事の炊き出しを行う。

## 2. 災害協力隊貸与物品一覧

区は、災害協力隊に対し次の物品の貸与を行っている。

被服一式（上衣、ズボン、帽子、半長靴、腕章、ヘルメット）、隊旗、救助用作業工具、救急箱、ハンドマイク、担架、サーチライト、避難ロープ及びスタンドパイプ（一部の災害協力隊のみ）

## 第3節 消防団による応急対策の実施

（区総務部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団）

消防団は、自らの身の安全を図るとともに、自助・共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動等を消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、必要に応じて活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、消防署隊や地域住民と連携しながら救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、必要に応じて安全な場所への搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのもと、消防団長の命令により地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

## 第4節 事業所による応急対策の実施

(区総務部、深川・城東両消防署)

事業所は、以下の応急対策を実施する。

- 来訪者や従業員等の安全を確保する。
- 出火防災措置を実施する。
- 災害が発生した場合には安全確保した上で初期消火、救助活動、救護活動等を行う。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対応完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

## 第5節 ボランティアとの連携

(区福祉部、都生活文化局)

区は、災害時に区災害ボランティアセンターを設置し、都と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう努める。

- 区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置・運営。
- ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資機(器)材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等と連携を図る。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

【ボランティアとの連携による応急対策の流れ】

